

令和7年12月10日

基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人電気通信事業者協会

第二号基礎的電気通信役務制度に係る令和8年度の回線単価について

令和8年度の第二種負担金の額について、総務大臣の認可を受けたので（※）、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」といいます。）第24条第4項及び基礎的電気通信役務支援規程（総務大臣認可令和7年7月1日）第27条第2項の規定により、第二種負担金の額の算定に用いる回線単価を下記のとおり公表します。

※ 12月9日付け総務大臣認可（総基促第133号）

記

令和8年度における算定等規則第24条1項第一号の回線単価（注）

2円

（注）令和8年度において第二種負担金を負担する事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条の5第1項の「高速度データ伝送役務提供事業者」）から徴収する負担金の1回線あたりの単価